

議案第16号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

RFID関連機器 一式

2 取得の方法

一般競争入札による買入れ

3 取得に要する金額

87,747,000円

4 取得に係る相手方

東京都江東区東陽二丁目3番25号

株式会社内田洋行 営業統括グループ

取締役上席執行役員営業統括グループ統括 小柳 諭 司

令和2年11月24日提出

佐倉市長 西田 三十五